附　則

平成二十九年十月二十日農林水産省告示第千五百七十五号（煮干魚類の日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合における煮干魚類についての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千五百八十九号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、にんじんジュース及びにんじんミックスジュースについての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月二十日農林水産省告示第千二百四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月十九日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

附　則

平成二十九年十月二十日農林水産省告示第千五百七十六号（にんじんジュース及びにんじんミックスジュースの日本農林規格の一部を改正する件）附則第二項の規定に基づき格付を行う場合におけるにんじんジュース及びにんじんミックスジュースについての製造業者等の認定の技術的基準については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第千五百九十号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、果実飲料についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年九月二十日農林水産省告示第千二百四十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月十九日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千五百九十一号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、合板についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十五年三月二十八日農林水産省告示第五百四十四号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月十九日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千五百九十二号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、集成材についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十三号）の一部を次のように改正し、平成三十年一月十八日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千五百九十三号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第二十九条第一項（同令第五十五条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、単板積層材についての製造業者等の認定の技術的基準（平成十二年六月九日農林水産省告示第八百十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月十九日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千五百九十四号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条第二号（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、合板についての検査方法（平成十五年三月二十八日農林水産省告示第五百三十九号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月十九日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千五百九十五号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条第二号（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、集成材についての検査方法（平成十九年十一月二十六日農林水産省告示第千四百八十二号）の一部を次のように改正し、平成三十年一月十八日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千五百九十六号

農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和二十五年農林省令第六十二号）第三十条第二号（同令第五十七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、単板積層材についての検査方法（昭和六十三年十月十一日農林水産省告示第千五百九十七号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十一月十九日から施行する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省食料産業局食品製造課、地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供するとともに、農林水産省のホームページに掲載する。）

○農林水産省告示第千五百九十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願を受理したので、同法第十三条第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年十月二十日

農林水産大臣　齋藤　健

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Abelia R. Br.	Keycarm	Klemens Keysers Walbeckerdyck 2, 47625 Kevelaer, Germany	第31455号 平成28年９月20日
〃	Keylad	〃	第31456号 平成28年９月20日
Anemone hupehensis var. Japonica	初音（はつね）	北瀬良浩 岐阜県郡上市八幡町初音955番地	第31559号 平成28年11月７日
Argyranthemum frutescens (L.) Sch. Bip.	シェリエメール	静岡県 静岡県静岡市葵区追手町９番６号	第31974号 平成29年３月30日
Begonia x hiemalis Fotsch	BKPBECRM	Beekenkamp Plants B.V. Korte Kruisweg 141, 2676BS, Maasdijk, The Netherlands	第32110号 平成29年５月２日